土砂等発生元証明書

年　　月　　日

　　秦野中井インターチェンジ南土地区画整理組合

理事長　大庭　正敏　　様

中井町諏訪地区土地改良区

理事長　岩本　良平　　様

発生元事業者

住　　所

　　　　　　　事業者名

代 表 者　　　　　　　　　　　　　　　 印

現場責任者 　　　　　 印

電話番号

　　次の工事　　等から発生する土砂等について、次のとおり搬出することといたしました。

　　なお、これらの土砂等は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第２条第１項に規定する廃棄物ではありません。

|  |  |
| --- | --- |
| 工事等名 |  |
| 工事等施工場所 |  |
| 発注者 |  |
| 工事等施工期間 | 年　　月　　日～　　年　　月　　日 |
| 当該工事等に係る土砂等発生量 | ㎥ |
| 今回の証明に係る土砂等の量 | ㎥（５，０００㎥以内） |
| 発生土砂等の計量  証明書の有無 | 有 |
| 発生土砂等の区分 |  |
| 発生土砂等運搬契約者 | 住所  氏名 |

備考　発生土砂等の区分の欄には、建設業に属する事業を行う者の再資源化の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令別表第１に規定する区分を記載すること。

土砂等発生元証明書

20○○ 年 ○ 月 ○ 日

　　秦野中井インターチェンジ南土地区画整理組合

理事長　大庭　正敏　　様

中井町諏訪地区土地改良区

理事長　岩本　良平　　様

会社の代表者印

発生元事業者

住　　所 ○○○県○○市○○１－２－３

　　　　　　　事業者名　株式会社○○○○

代 表 者　代表取締役　○ ○　○ ○　 印

現場責任者現場代理人　○ ○　○ ○　 印

電話番号 　090－1234－5678

　　次の工事　　等から発生する土砂等について、次のとおり搬出することといたしました。

　　なお、これらの土砂等は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第２条第１項に規定する廃棄物ではありません。

|  |  |
| --- | --- |
| 工事等名 | 水２３号　広域町水道送水管敷設工事 |
| 工事等施工場所 | 広域町大字利用  契約工期 |
| 発注者 | 広域町水道建設事務所 |
| 工事等施工期間 | 20○○ 年 ６ 月 １ 日～20○○ 年 ２ 月 15 日  当該工事の総発生土量 |
| 当該工事等に係る土砂等発生量 | ２，０００㎥ |
| 今回の証明に係る土砂等の量 | ２，０００㎥（５，０００㎥以内） |
| 発生土砂等の計量  証明書の有無 | 有 |
| 発生土砂等の区分 | 第○種建設発生土 |
| 発生土砂等運搬契約者 | 住所 ○○○県○○○市○○町○－○  氏名 ○○○○運輸株式会社 |

備考　発生土砂等の区分の欄には、建設業に属する事業を行う者の再資源化の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令別表第１に規定する区分を記載すること。

(現場)から(秦野中井IC南)まで土砂を運搬する会社をすべて記載。複数の場合は行を増やすこと

土砂等発生元証明書

20○○ 年 ○ 月 ○ 日

　　秦野中井インターチェンジ南土地区画整理組合

理事長　大庭　正敏　　様

中井町諏訪地区土地改良区

理事長　岩本　良平　　様

会社の代表者印

発生元事業者

住　　所 ○○○県○○市○○１－２－３

　　　　　　　事業者名　株式会社○○○○

代 表 者　代表取締役　○ ○　○ ○　 印

現場責任者現場代理人　○ ○　○ ○　 印

電話番号 　090－1234－5678

　　次の工事　　等から発生する土砂等について、次のとおり搬出することといたしました。

　　なお、これらの土砂等は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第２条第１項に規定する廃棄物ではありません。

|  |  |
| --- | --- |
| 工事等名 | 水２３号　広域町水道送水管敷設工事 |
| 工事等施工場所 | 広域町大字利用  変更後の契約工期 |
| 発注者 | 広域町水道建設事務所 |
| 工事等施工期間 | 20○○ 年 ６ 月 １ 日～20○○ 年 ３ 月 31 日  (注意)当初　2,000㎥、  増量分1,000㎥  この表示は、1,000㎥分の地質分析(濃度)試験を新たに追加して行った場合です。 |
| 当該工事等に係る土砂等発生量 | ３，０００㎥ |
| 今回の証明に係る土砂等の量 | １，０００㎥（５，０００㎥以内） |
| 発生土砂等の計量  証明書の有無 | 有 |
| 発生土砂等の区分 | 第○種建設発生土 |
| 発生土砂等運搬契約者 | 住所 ○○○県○○○市○○町○－○  氏名 ○○○○運輸株式会社 |

備考　発生土砂等の区分の欄には、建設業に属する事業を行う者の再資源化の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令別表第１に規定する区分を記載すること。

(現場)から(秦野中井IC南)まで土砂を運搬する会社をすべて記載。複数の場合は行を増やすこと